

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和 7 年 6 月 2 5 日（令和 7 年（行情）諮問第 7 3 1 号及び同第 7 3 2 号）

答申日：令和 8 年 6 月 2 6 日（令和 8 年度（行情）答申第 2 8 5 号及び同第 2 8 6 号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書 1」及び「本件請求文書 2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 3 に掲げる 2 6 4 文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 2 6 4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。） 3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 7 年 3 月 2 1 日付け閣安保第 1 2 0 号及び同第 1 2 1 号（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書 1（原処分 1）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ （略）

ウ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、特定すべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(2) 審査請求書 2 (原処分 2)

ア 上記 (1) アと同旨。

イ (略)

ウ 上記 (1) ウと同旨。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

(1) 原処分 1 について (令和 7 年 (行情) 諮問第 7 3 1 号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書 1 に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和 6 年 2 月 5 日付け閣安保第 6 1 号により法 1 1 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用した上で、令和 6 年 3 月 4 日付け閣安保第 1 0 8 号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定を行い、さらに、残りの行政文書について原処分 1 を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略) 及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(2) 原処分 2 について (令和 7 年 (行情) 諮問第 7 3 2 号)

本件は、審査請求人が行った本件請求文書 2 に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和 6 年 4 月 1 1 日付け閣安保第 1 8 0 号により法 1 1 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用した上で、令和 6 年 5 月 1 3 日付け閣安保第 2 3 0 号により本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分について開示決定を行い、さらに、残りの行政文書について原処分 2 を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、(略) 及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、本件対象文書を特定した上で、不開示箇所等について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件各審査請求を受けて、改めて対象文書を搜索の上、行政文書の特定を再度実施したが、各先行開示決定及び原処分で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記 2 のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

(2) (略)

(3) 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、特定すべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、各先行開示決定及び原処分で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年6月25日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第731号及び同第732号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月14日 審議（同上）
- ④ 令和8年6月22日 令和7年（行情）諮問第731号及び同第732号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号、6号及び同号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第558号」とは、特定年月日に受理された審査請求人による特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、行政文書ファイル「国家安全保障戦略、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成26年

度～平成30年度）策定関連業務（平成25年度）」につづられた文書のうち、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求受付日の翌日（令和5年10月18日）から本件開示請求の受付日（同年12月26日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定し、先行開示文書につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「閣安保第108号」とは、本件請求文書1の開示請求に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の受付日の翌日（令和5年12月27日）から本件開示請求の受付日（令和6年3月12日）までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書を特定し、文書16につき先行開示決定を行い、残りの行政文書につき原処分2を行った。

ウ 本件各審査請求を受け、処分庁において執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表1の番号1及び番号5に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定部署の電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別表1の番号2、番号3、番号17及び番号18に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容並

びに非公開で開催された関係閣僚会合の日程及び議題等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号2、番号3及び番号17については、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号4及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の担当者氏名及び携帯電話番号並びに特定の議員事務所の電話番号及びメールアドレス等が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号7及び番号8に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、当該政党等の業務に支障を来すなど、当該政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、番号7については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分は、特定政党の代表番号であり、ウェブサイトで公表されているため、当該番号を公にしても、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該番号は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(5) 別表1の番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党・安全保障に関するPT開催後に実施された記者ブリーフィングの内容が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、政党の会合の結果について特定の議員が発言した内容が一言一句記載されている。当該ブリーフィングの内容については、当該議員に対し、事前に発言の細部を公表する旨の確認を行っていないため、これを公にすることにより、発言者である議員との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分には、特定の議員の発言内容が詳細に記載されていることを踏まえると、これを公にすることにより、議員との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、内閣情報調査室職員の氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

ア 内閣情報調査室職員の氏名について

(ア) 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令4条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務等をつかさどる組織であり、同室の課長相当職未満の職員の氏名については、慣行として公表していない。

当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、また情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

(イ) 内閣情報調査室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすると、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、その職務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(ア)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 内閣情報調査室職員の電話番号、FAX番号及びメールアドレスについて

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、期間業務職員、行政実務研修員等の氏名が記載されている。

ア 当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 期間業務職員及び期間業務補助員の氏名について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）の下での氏名の公表対象から除外されており、一般に公表されていない情報であるため、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 行政実務研修員及び調査員の氏名について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、地方公務員の身分で研修員として国に派遣されている職員であり、国の機関の職員には該当しないため、職員録の掲載対象には該当せず、内閣府の職員として掲載されていないため、氏名を不開示としたとのことである。

当審査会事務局職員をして、特定年版の職員録を確認させたところ、当該職員は掲載されていないことから、上記の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に特段の事情も認められないので、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、

法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表 1 の番号 1 2 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない公安調査庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、課長相当職未満の職員の官職及び氏名であるところ、公安調査庁においては、課長相当職未満の職員の氏名等を公表しておらず、これを公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがあるなど、公安調査庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、公安調査業務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 4 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表 1 の番号 1 3 ないし番号 1 5 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政党の会合における議論の内容、参加者の意見等が詳細に記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該会合は、国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題について議論するため、非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、参加者の発言内容等については対外公表をしていない。

そのため、当該部分を公にすることは、公開を前提とせずに行った内部検討事項の内容を無断で明らかにすることになるとともに、その内容についての正確性が担保されていないことから、政党の内部検討事項及びその構成員の当該検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、政

党の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、非公開の政党会合において議論が行われた検討内容が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法５条２号イに該当し、番号１３については同条３号、５号及び６号について、番号１５については同条５号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(１０) 別表１の番号１６及び番号２０に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する案文並びに関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、国家安全保障局において作成した国家安全保障戦略等に関する案文及び関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法５条５号に該当し、同条３号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(１１) 別表１の番号１９に掲げる不開示部分について

当該各文書は、政党の会合における席上回収資料であり、政府部内での検討中の新たな武器輸出管理原則、武器輸出三原則に関する資料であると認められる。

当該不開示部分は、国家安全保障戦略等と密接に関連した情報と認められ、同会合内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、同条５号及び６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表1の番号21に掲げる不開示部分について

当該各文書は、国家安全保障戦略等策定のための審議に関連して国家安全保障会議、安全保障会議及び関係閣僚会議において用いられた資料であり、国家安全保障戦略等の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。

当該文書は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に関する考え方について無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表1の番号22に掲げる不開示部分について

当該文書は、政党内の会合における意思決定に係る情報が記載されていることが認められる。

当該文書は、政党内の意思形成過程の途中段階の情報であって、これを公にすることにより、政党の自律的な意思形成や活動に支障が生じ、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、その全体が法5条2号イに該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号、6号及び同号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 特定識別番号「国家安全保障戦略、平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）策定関連業務（平成 25 年度）」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 558 号で「残りの部分」とされた全て。
- (2) 本件請求文書 2 特定識別番号「国家安全保障戦略、平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）策定関連業務（平成 25 年度）」ファイルに綴られた文書の全てのうち閣安保第 108 号で「残りの部分」とされた全て。

2 先行開示文書

国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について

3 本件対象文書

- 文書 1 平成 25 年度の防衛力整備等について
- 文書 2 閣議案件登録（「国家安全保障戦略」の策定について）
- 文書 3 安全保障会議資料（第 220 回）開催通知
- 文書 4 安全保障会議資料（第 220 回）配席図
- 文書 5 安全保障会議資料（第 220 回）応答要領
- 文書 6 安全保障会議資料（第 221 回）開催通知
- 文書 7 安全保障会議資料（第 221 回）配席図
- 文書 8 安全保障会議資料（221 回）応答要領
- 文書 9 安全保障会議資料（第 222 回）開催通知
- 文書 10 安全保障会議資料（第 222 回）配席図
- 文書 11 安全保障会議資料（第 222 回）応答要領
- 文書 12 国家安全保障会議（平成 25 年 12 月 4 日開催）開催通知
- 文書 13 国家安全保障会議（平成 25 年 12 月 4 日開催）応答要領
- 文書 14 国家安全保障会議（平成 25 年 12 月 10 日開催）開催通知
- 文書 15 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 10 日開催）応答要領
- 文書 16 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）について
- 文書 17 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）内閣官房長官談話（平成 25 年 12 月 17 日）

- 文書 18 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）応答要領
- 文書 19 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）国家安全保障戦略（案）、新防衛大綱（案）
- 文書 20 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）について（案）
- 文書 21 国家安全保障会議資料（平成 25 年 12 月 17 日開催）自衛隊の体制と防衛力整備
- 文書 22 閣議請議文書（国家安全保障戦略について）
- 文書 23 閣議請議文書（平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について）
- 文書 24 閣議請議文書（中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）について）
- 文書 25 閣議案件登録（国家安全保障戦略、平成 25 年 12 月 17 日閣議）
- 文書 26 閣議案件登録（平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について）
- 文書 27 閣議案件登録（中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）について）
- 文書 28 一覧 1
- 文書 29 平成 25 年 9 月 12 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 1
- 文書 30 平成 25 年 9 月 12 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 2
- 文書 31 平成 25 年 9 月 12 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 3
- 文書 32 平成 25 年 9 月 12 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 4
- 文書 33 平成 25 年 9 月 19 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 1
- 文書 34 平成 25 年 9 月 19 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 2
- 文書 35 平成 25 年 9 月 19 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 3
- 文書 36 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 1
- 文書 37 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 2
- 文書 38 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 3
- 文書 39 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 4
- 文書 40 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 5
- 文書 41 平成 25 年 9 月 19 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 6
- 文書 42 平成 25 年 10 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 1

文書 4 3 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・
 国防部会合同会議 資料 2
 文書 4 4 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・
 国防部会合同会議 資料 3
 文書 4 5 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・
 国防部会合同会議 資料 4
 文書 4 6 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・
 国防部会合同会議 資料 5
 文書 4 7 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 1
 文書 4 8 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 2
 文書 4 9 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 3
 文書 5 0 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 4
 文書 5 1 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 5
 文書 5 2 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 6
 文書 5 3 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 1
 文書 5 4 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 2
 文書 5 5 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 3
 文書 5 6 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 4
 文書 5 7 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料 5
 文書 5 8 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料
 1
 文書 5 9 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料
 2
 文書 6 0 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料
 3
 文書 6 1 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料
 4

文書 6 2	平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 5
文書 6 3	平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 6
文書 6 4	平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 7
文書 6 5	平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 8
文書 6 6	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 1
文書 6 7	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 2
文書 6 8	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 3
文書 6 9	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 4
文書 7 0	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 5
文書 7 1	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 6
文書 7 2	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 7
文書 7 3	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 8
文書 7 4	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料 9
文書 7 5	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 1
文書 7 6	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 2
文書 7 7	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 3
文書 7 8	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 4
文書 7 9	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 5
文書 8 0	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日	公明党	外交安全保障調査会	資料 6

文書 8 1	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
1				
文書 8 2	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
2				
文書 8 3	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
3				
文書 8 4	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
4				
文書 8 5	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
5				
文書 8 6	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
6				
文書 8 7	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
7				
文書 8 8	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
8				
文書 8 9	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料
9				
文書 9 0	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
1				
文書 9 1	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
2				
文書 9 2	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
3				
文書 9 3	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
4				
文書 9 4	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
5				
文書 9 5	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
6				
文書 9 6	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料
7				
文書 9 7	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料
1				
文書 9 8	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料
2				
文書 9 9	平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料
3				

文書100 平成25年11月27日 公明党 外交安全保障調査会 資料4

文書101 安保会議 与党PT 安防懇における資料の取扱い

文書102 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料1

文書103 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料2

文書104 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料3

文書105 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料4

文書106 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料6

文書107 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料7

文書108 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料8

文書109 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料1

文書110 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料2

文書111 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料3

文書112 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料4

文書113 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料5

文書114 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料6

文書115 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料1

文書116 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料2

文書117 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料3

文書118 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料4

文書119 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料

5					
文書 120	平成 25 年 1 2 月 3 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
6					
文書 121	平成 25 年 1 2 月 3 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
7					
文書 122	平成 25 年 1 2 月 3 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
8					
文書 123	平成 25 年 1 2 月 3 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
9					
文書 124	平成 25 年 1 2 月 4 日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料 1	
文書 125	平成 25 年 1 2 月 4 日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料 2	
文書 126	平成 25 年 1 2 月 4 日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料 3	
文書 127	平成 25 年 1 2 月 4 日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料 4	
文書 128	平成 25 年 1 2 月 4 日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料 5	
文書 129	平成 25 年 1 2 月 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
1					
文書 130	平成 25 年 1 2 月 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
2					
文書 131	平成 25 年 1 2 月 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
3					
文書 132	平成 25 年 1 2 月 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
4					
文書 133	平成 25 年 1 2 月 4 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
5					
文書 134	平成 25 年 1 2 月 5 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
1					
文書 135	平成 25 年 1 2 月 5 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
2					
文書 136	平成 25 年 1 2 月 5 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
3					
文書 137	平成 25 年 1 2 月 5 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
4					
文書 138	平成 25 年 1 2 月 5 日	与党	安全保障に関する P T	資料	

5

文書139 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料

6

文書140 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料

7

文書141 平成25年12月10日 与党 安全保障に関するPT 資料

文書142 一覧2

文書143 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料1

文書144 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料2

文書145 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料3

文書146 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料4

文書147 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料5

文書148 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資料1

文書149 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資料2

文書150 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資料3

文書151 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資料4

文書152 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料1

文書153 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料2

文書154 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料3

文書155 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料4

文書156 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料5

文書157 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料6

文書158 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資料7

文書159 平成25年12月12日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料1

文書160 平成25年12月12日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料2

文書161 平成25年12月12日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料3

文書162 平成25年12月12日 自民党 政調審議会 資料1

文書163 平成25年12月12日 自民党 政調審議会 資料2

文書164 平成25年12月12日 自民党 政調審議会 資料3

文書165 平成25年12月12日 自民党 政調審議会 資料4

文書166 平成25年12月13日 自民党 総務会 資料1

文書167 平成25年12月13日 自民党 総務会 資料2

文書168 平成25年12月13日 自民党 総務会 資料3

文書169 平成25年12月13日 自民党 総務会 資料4

文書170 平成25年12月13日 公明党 政調全体会議 資料1

文書171 平成25年12月13日 公明党 政調全体会議 資料2

文書172 平成25年12月13日 与党 政策責任者会議 資料1

文書173 平成25年12月13日 与党 政策責任者会議 資料2

文書174 平成25年12月13日 与党 政策責任者会議 資料3

文書175 平成25年12月13日 与党 政策責任者会議 資料4

文書176 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料1

文書177 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料2

文書178 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料3

文書179 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料4

文書180 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料5

文書181 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料6

文書182 平成25年12月17日 民主党 安全保障総合調査会 資料7

文書183 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1－1

文書184 「国家安全保障戦略」の策定について（内閣総理大臣発言要

旨)

文書 1 8 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
文書 1 8 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
文書 1 8 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－4
文書 1 8 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－5
文書 1 8 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－6
文書 1 9 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－7
文書 1 9 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－8
文書 1 9 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－9
文書 1 9 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
0
文書 1 9 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
1
文書 1 9 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
2
文書 1 9 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
3
文書 1 9 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
4
文書 1 9 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
5
文書 1 9 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
6
文書 2 0 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
7
文書 2 0 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
8
文書 2 0 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－1
9
文書 2 0 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
0
文書 2 0 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
1
文書 2 0 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
2
文書 2 0 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
3
文書 2 0 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2

4	
文書 2 0 8	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
5	
文書 2 0 9	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
6	
文書 2 1 0	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
7	
文書 2 1 1	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
8	
文書 2 1 2	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－2
9	
文書 2 1 3	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
0	
文書 2 1 4	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
1	
文書 2 1 5	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
2	
文書 2 1 6	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
3	
文書 2 1 7	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1－3
4	
文書 2 1 8	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
文書 2 1 9	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
文書 2 2 0	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－3
文書 2 2 1	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－4
文書 2 2 2	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－5
文書 2 2 3	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－6
文書 2 2 4	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－7
文書 2 2 5	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－8
文書 2 2 6	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－9
文書 2 2 7	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
0	
文書 2 2 8	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
1	
文書 2 2 9	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
2	
文書 2 3 0	「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
3	

文書 2 3 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
4
文書 2 3 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
5
文書 2 3 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
6
文書 2 3 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
7
文書 2 3 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
8
文書 2 3 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－1
9
文書 2 3 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
0
文書 2 3 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
1
文書 2 3 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
2
文書 2 4 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
3
文書 2 4 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
4
文書 2 4 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
5
文書 2 4 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
6
文書 2 4 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2－2
7
文書 2 4 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3－1
文書 2 4 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3－2
文書 2 4 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3－3
文書 2 4 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3－4
文書 2 4 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3－5
文書 2 5 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－1
文書 2 5 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－2
文書 2 5 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－3
文書 2 5 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－4
文書 2 5 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－5

文書 2 5 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－6
文書 2 5 6 関係閣僚会合資料 1
文書 2 5 7 関係閣僚会合資料 2
文書 2 5 8 関係閣僚会合資料 3
文書 2 5 9 第 2 2 0 回安全保障会議資料
文書 2 6 0 第 2 2 1 回安全保障会議資料
文書 2 6 1 第 2 2 2 回安全保障会議資料
文書 2 6 2 国家安全保障会議資料（平成 2 5 年 1 2 月 4 日開催）
文書 2 6 3 国家安全保障会議資料（平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日開催）
文書 2 6 4 平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料 5

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分は、職員の内線電話番号であり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 2 2		
	文書 2 3		
	文書 2 4		
	文書 2	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX 番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 2 5	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分は、職員の直通電話番号、FAX 番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。
	文書 2 6		
	文書 2 7		
	文書 3 1	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定部署の電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容

			易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書109	1枚目及び2枚目のそれぞれ下部		不開示とした部分には、特定部署のFAX番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書183	2枚目の一部		右下において不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書188	1枚目ないし4枚目、6枚目、8枚目及び10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部		上部において不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番号、FAX番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす
文書189	1枚目ないし3枚目の一部		
文書190			
文書192	1枚目及び2枚目のそれぞれ上部		

文書 1 9 3	1 枚目、5 枚目、 6 枚目及び 1 2 枚 目ないし 1 4 枚目 のそれぞれ一部	おそれがある。以上のことから、 法 5 条 6 号に定める不開示情報に 該当するため、不開示とした。
文書 2 0 7	1 枚目、3 枚目、 5 枚目ないし 8 枚 目及び 1 0 枚目な いし 1 2 枚目のそ れぞれ一部	
文書 2 0 8	1 枚目、3 枚目及 び 4 枚目のそれぞ れ一部	
文書 2 0 9	1 枚目の一部	
文書 2 1 0	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
文書 2 1 1	1 枚目の一部	
文書 2 1 3	1 枚目及び 3 枚目 のそれぞれ一部	
文書 2 1 5	1 枚目、6 枚目、 1 1 枚目、1 2 枚 目、1 4 枚目、1 5 枚目及び 1 8 枚 目のそれぞれ一部	
文書 2 2 2	1 枚目ないし 4 枚 目の一部	
文書 2 2 3	1 枚目の一部	
文書 2 2 4		
文書 2 2 6		
文書 2 2 7	1 枚目、3 枚目及 び 5 枚目のそれぞ れ一部	
文書 2 3 9	1 枚目ないし 4 枚 目の一部	
文書 2 4 0	1 枚目の一部	
文書 2 4 1		
文書 2 4 3		
文書 2 4 4	1 枚目、3 枚目及	

		び5枚目のそれぞれ一部	
	文書248	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
	文書249	1枚目、2枚目、4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
	文書214	1枚目の一部	上部及び中央部にて不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番号、FAX番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
2	文書12	1枚目の一部	不開示とした部分には、国家安全保障会議における具体的な議題を示しているものである。これを公にした場合には、国家安全保障会議としての情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の審議・検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に関係する他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書14		
3	文書28	3枚目の一部	不開示とした部分には、国家安全保障戦略等の策定に際し、安全保
	文書142		

			障会議と並行する形で、非公開で開催されていた関係閣僚会合の各回の議題、開催日程についての情報が記載されている。これらを公にした場合、国家安全保障戦略を策定するにあたっての我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
4	文書２９	１枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所のメールアドレスが記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法５条１号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書３６		
5	文書５８	１枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所の内線番号、直通番号及びＦＡＸ番号が記載されている。これらは、公にす

			ることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書75	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の議員事務所の電話番号及びFAX番号が記載されている。これらは、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書97	1枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所の電話番号及びFAX番号が記載されている。これらは、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書129		
	文書148		
6	文書33	1枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書42		
	文書47		
	文書53		
	文書66		
	文書81		
	文書102		
	文書103		
	文書115		
	文書124		
	文書134		
	文書143		

	文書 1 5 2		
	文書 1 0 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者名及び携帯電話番号が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
7	文書 3 3	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者のメールアドレスが記載されている。これらは個人及び法人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益及び当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 4 2		
	文書 4 7		
	文書 5 3		
	文書 6 6		
	文書 8 1		
	文書 1 0 2		
	文書 1 0 3		
	文書 1 1 5		
	文書 1 2 4		
	文書 1 3 4		
	文書 1 4 3		
	文書 1 5 2		
	文書 1 0 9	1 枚目及び 2 枚目の一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者のメールアドレスが記載されている。これらは個人及び法人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益及び当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
8	文書 3 3	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の電話番号が記載されている。これらは法人等に関する情報であり、公にした場合、当該法人等の正当な利益を
	文書 4 2		
	文書 4 7		
	文書 5 3		
	文書 6 6		

	文書 8 1		害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 0 2		
	文書 1 0 3		
	文書 1 1 5		
	文書 1 2 4		
	文書 1 3 4		
	文書 1 4 3		
	文書 1 5 2		
	文書 1 0 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所の電話番号が記載されている。これらは法人等に関する情報であり、公にした場合、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
9	文書 8 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、政党の会合の結果について特定の議員が発言した内容が記載されており、発言者である議員等に係る個人に関する情報が記載されている。本不開示部分を公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 9 6	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 2 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 4 0	1 枚目ないし 6 枚目の一部	
	文書 1 4 1	1 枚目ないし 8 枚目の一部	
	文書 1 5 8	1 枚目ないし 5 枚目の一部	
1 0	文書 1 9 1	1 枚目の一部	上部において不開示とした部分には、内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等か
	文書 2 1 2	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 2 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4 2	1 枚目の一部	

			ら対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書196	1枚目の一部	不開示とした部分には、内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
11	文書204	1枚目ないし5枚目の一部	不開示とした部分には、公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、公務員の職務遂行の内容に係る情報にも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
12	文書206	3枚目の一部	不開示とした部分には、公にされておらず、公にすることが予定されていない、公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名が記載されている。これらを公にすることに

			より、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがあるなど、同庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条4号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
13	文書32	1枚目の一部	不開示とした部分には、対外的に議論内容を公にすることを前提としていない政党の会合での国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題に関する参加者間のやりとりが記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。また、本不開示部分を公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。加えて、本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な
	文書35	1枚目ないし5枚目の一部	
	文書38	1枚目ないし3枚目の一部	
	文書46	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書52	1枚目ないし7枚目の一部	
	文書57	1枚目ないし3枚目の一部	
	文書65		
	文書74		
	文書80		
	文書88	1枚目ないし5枚目の一部	
	文書95	1枚目ないし4枚目の一部	
	文書100	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書108	1枚目ないし4枚目の一部	
	文書114	1枚目ないし3枚目の一部	
文書122	1枚目ないし4枚目の一部		

	文書 1 2 5	1 枚目ないし 3 枚目の一部	意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イ、3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 3 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 3 9	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 4 7	1 枚目ないし 7 枚目の一部	
	文書 1 5 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 5 7	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 7 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 7 5	1 枚目の一部	
1 4	文書 1 6 2	1 枚目の一部、2 枚目以降	不開示とした部分には、対外的に公にすることが前提とされていない、政党の会合に関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 6 6		
	文書 1 7 0		
1 5	文書 1 8 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部	不開示とした部分には、対外的に議論内容を公にすることを前提としない政党の会合の参加者名及び同会合での国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題に関する参加者間のやりとりが記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に

			大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。また、本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条2号イ、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
16	文書91	1枚目ないし13枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうお
	文書117	2枚目ないし32枚目の一部	
	文書118	1枚目ないし10枚目の一部	
	文書136	2枚目ないし33枚目の一部	
	文書153		

			それがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書156	1枚目ないし6枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略等に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、国家安全保障戦略等に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書93	1枚目ないし12	本文書は、席上回収を前提として

		枚目の一部	政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の平成26年度以降に係る防衛計画の大綱に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同大綱に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書119	1枚目の一部	
	文書135	1枚目ないし13枚目の一部	
	文書154	2枚目ないし28枚目の一部	
	文書155	2枚目ないし24枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同計画に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載さ

			れている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
17	文書101	1枚目の上部	不開示とした部分には、安全保障会議における審議で用いられた資料についての情報が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策

			等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
18	文書101	1枚目の中央部	不開示とした部分には、特定の資料に関して対外的に公にされていない、作成の経緯についての情報が記載されている。これらを公にすることで、安全保障上の関心事項が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
19	文書137	1枚目ないし7枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の新たな武器輸出管理原則に関する資料であり、不開示とした部分には、同原則に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に

			関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書138	1枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略のうち、武器輸出三原則に関する資料であり、不開示とした部分には、同原則に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5

			号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
20	文書185	2枚目ないし33枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、国家安全保障戦略の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書219	2枚目ないし34枚目の一部	
	文書245	枚目の一部	
	文書250		
	文書253	2枚目ないし33枚目の一部	
	文書186	2枚目ないし28枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の平成26年度以降に係る防衛計画の大綱に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同大綱の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報
	文書216	2枚目ないし29枚目の一部	
	文書220	枚目の一部	
	文書246		
	文書251	2枚目ないし36枚目の一部	

文書 2 5 4	2 枚目ないし 2 9 枚目の一部	が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 1 8 7	2 枚目ないし 2 4 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画（平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同計画の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
文書 2 1 7		
文書 2 2 1		
文書 2 4 7		
文書 2 5 2	2 枚目ないし 2 5 枚目の一部	
文書 2 5 5		

			がある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書188	1枚目ないし6枚目、8枚目及び10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれが	
文書189	1枚目ないし4枚目の一部		
文書193	1枚目ないし15枚目の一部		
文書207	1枚目ないし12枚目の一部		
文書208	1枚目ないし4枚目の一部		
文書215	1枚目ないし20枚目の一部		
文書222	1枚目ないし4枚目の一部		
文書227	1枚目ないし6枚目の一部		
文書239	1枚目ないし5枚目の一部		
文書244	1枚目ないし6枚目の一部		

			ある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 1 9 0	1 枚目ないし 3 枚目の一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。	
文書 1 9 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部		
文書 2 1 0	1 枚目ないし 3 枚目の一部		
文書 2 1 3			
文書 2 1 4			
文書 2 2 3			
文書 2 2 4	1 枚目の一部		
文書 2 2 6			
文書 2 4 8	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部		
文書 1 9 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の防衛計画の大綱の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これら	

			を公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書209	1枚目の一部	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での
文書211			
文書225			

			安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書212	1枚目ないし4枚目の一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開

			示とした。
	文書 2 4 0	1 枚目の一部	下部において不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 4 1		
	文書 2 4 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4 2	1 枚目の一部	下部において不開示とした部分には、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情

			報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書249	1枚目ないし6枚目の一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。本不開示部分

			を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
2 1	文書2 5 6	全て	当該文書は、国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）の策定のために開催された関係閣僚会議において用いられた資料であって、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報等が記載されている。これらは国家安全保障戦略の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

			る。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書257	全て	当該文書は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）の策定のために開催された関係閣僚会議において用いられた資料であって、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報等が記載されている。これらは平成26年度以降に係る防衛計画の大綱の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書258	全て	当該文書は、国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）等の策定のために開催された関係閣僚会議

			において用いられた資料であって、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報等が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書２５９	全て	「国家安全保障戦略（平成２５年１２月１７日国家安全保障会議・閣議決定）」等の策定に関連して開催された安全保障会議において用いられた資料であり、戦略の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等

			が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書260	全て	「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）」の策定に関連して開催された安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない資料であり、戦略の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。これらは平成26年度以降に係る防衛計画の大綱の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交

			換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書261	全て	「国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）」の策定に関連して開催された安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない資料であり、戦略の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。これらは国家安全保障戦略の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書262	全て	「国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）」等の策定に関連して開催された国家安全保障会議にお

		いて席上回収とした、公にすることを前提としない資料であり、戦略の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び對抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書２６３	全て	「国家安全保障戦略（平成２５年１２月１７日国家安全保障会議・閣議決定）」等の策定に関連して開催された国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない資料であり、戦略や防衛計画の大綱等の策定に向けた論点や考慮すべき要素等が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連する情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収

			集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
２２	文書２６４	全て	本文書は、政党が自党内の会合にて議論するために作成した、対外的に公にすることを前提としない資料であり、政党内の意思決定に係る情報が記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法５条２号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。

※当審査会事務局で整理した。

※ただし、諮問庁は、当審査会からの問合せに対して、上記番号８の文書１０９の原処分の開示部分について、「１枚目の右下において」とあるのは「各ページの」の誤記である旨説明した。

別表 2（開示すべき部分）

文書番号	開示すべき部分
文書 3 3	特定の政党事務所の電話番号（内線番号を除く。）
文書 4 2	
文書 4 7	
文書 5 3	
文書 6 6	
文書 8 1	
文書 1 0 2	
文書 1 0 3	
文書 1 1 5	
文書 1 2 4	
文書 1 3 4	
文書 1 4 3	
文書 1 5 2	